省　令

○法務省令第四十七号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第二十八号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

○文部科学省令第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

文部科学大臣　下村　博文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「第三十条の五第一項」を「（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十七条の三第一項、第二十条第一項、第二項第一号及び第三項、第二十二条、第五十条第一項、第二項第一号、第三項及び第五項並びに第五十一条中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

（博物館法施行規則の一部改正）

第二条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

第五条第四項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令及び文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

一　文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項第二号

二　文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成十六年文部科学省令第三十号）第三条第二項第二号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（」とあるのは「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」とする。

○文部科学省令第三十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十三条中「は、認可申請書」を「又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。